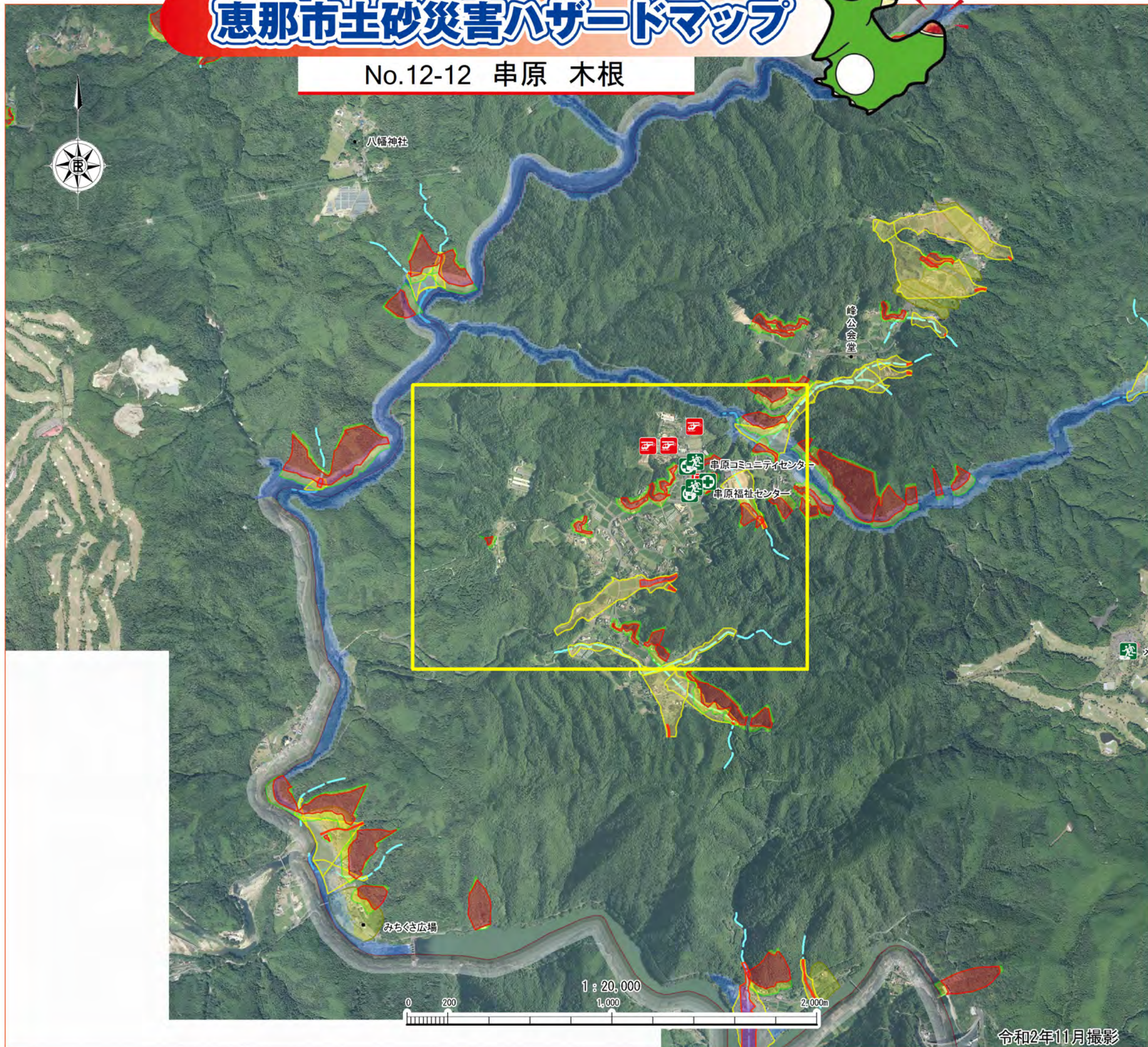
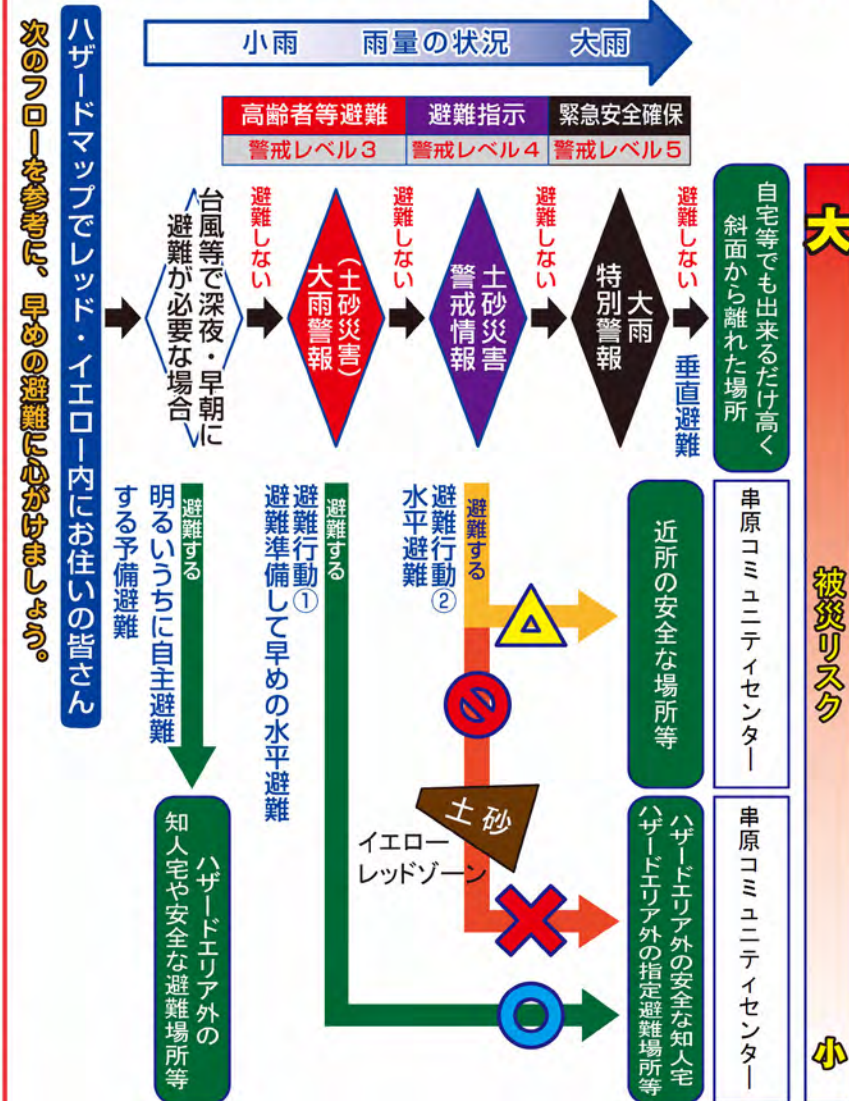


恵那市土砂災害ハザードマップ

No.12-12 串原 木根



命を守る避難行動のタイミング【土砂災害】



避難行動とは
従来の避難行動は、避難情報の発令時に、公的な施設へ避難することが一般的でしたが、これからは避難所と呼称されてきた場所に移動することのみでなく、次の全ての行動も避難行動として考えてください。
・建物内の安全な場所での待機（建物の2階以上で、山側から離れた部屋等）
・自宅等から移動して安全な場所へ移動（一時避難所、親戚や友人の家等）
・指定緊急避難場所への移動

自主避難
近年、集中豪雨や局地的大雨のように、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わないケースもあります。その際には、身の危険を感じたら安全な場所にいる家族や知人の家、一時避難所などへ自主的に避難しましょう。

生命を守る最低限の行動
風水害の場合は、避難することがすでに危険となる場合もあります。そういった場合は安全の確保を第一に考えます。屋外の状況や避難情報に留意し、避難所等へ避難するか、屋内の比較的安全な場所（2階以上で山側から離れた部屋等）にとどまるなど、命を守るための判断・行動をとってください。

凡例

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
土石流 急傾斜地
- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
土石流 急傾斜地
地すべり
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン・基礎調査結果）
土石流 急傾斜地
- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン・基礎調査結果）
土石流 急傾斜地
- ・浸水想定区域
浸水深0.5m未満
浸水深0.5～3.0m未満
浸水深3.0～5.0m未満
浸水深5.0m以上
- ・指定緊急避難場所
福祉避難所
いっときみんなのぼしよ
一時避難場所
防災倉庫
ヘリポート
病院診療所
歯科
公衆電話
- ・地域で検討された避難経路
・避難行動①の避難経路
・避難行動②の避難経路

令和2年11月撮影